

第14号議案 平成31年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団

2 年間総給水量 426,000,000m<sup>3</sup>

3 一日平均給水量 1,163,934m<sup>3</sup>

4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	設楽ダム建設事業負担金	事業費	1,952,500千円
(2) 浄水場関係建設事業	犬山浄水場、上野浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	4,023,966千円
(3) 施設改良事業		事業費	9,285,218千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	35,027,805千円
第1項 営業	収	益	31,376,681千円
第2項 営業外	収	益	3,651,124千円
	支	出	
第1款 事業	支	出	32,741,563千円
第1項 営業	支	出	27,955,760千円
第2項 営業外	支	出	4,782,803千円

第3項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,390,212千円は、当年度分損益勘定留保資金9,667,973千円、過年度分留保資金5,951,239千円及び減債積立金2,771,000千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 8,681,094千円

第1項 企業債 4,417,000千円

第2項 国庫支出金 650,833千円

第3項 工事負担金 60,650千円

第4項 他会計出資金 2,317,190千円

第5項 他会計貸付金償還金 629,922千円

第6項 他会計補助金 495,720千円

第7項 雑収入 109,779千円

支 出

第1款 資本的支出 27,071,306千円

第1項 建設改良費 15,361,593千円

第2項 建設利息 138,025千円

第3項 償還金 11,566,688千円

第4項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高蔵寺浄水場運転管理業務委託	平成32年度から 平成36年度まで	401,320千円
蒲郡浄水場始め6施設維持管理業務委託	平成32年度から 平成33年度まで	1,970千円
尾張旭出張所庁舎撤去工事	平成32年度	78,420千円
第2犬山幹線送水管布設工事	平成32年度	293,372千円
上野知多連絡線送水管布設工事	平成32年度	262,778千円
豊橋城下線送水管布設工事	平成32年度から 平成33年度まで	803,540千円
豊橋南部浄水場送水ポンプ設備設置工事	平成32年度から 平成33年度まで	671,918千円
水質データ管理システム改良業務委託	平成32年度	11,149千円
犬山浄水場電気設備改良工事	平成32年度	123,272千円
犬山広域調整池改良工事	平成32年度	251,537千円
尾張西部浄水場始め2浄水場耐震補強工事	平成32年度	164,817千円
高蔵寺浄水場ろ過池機械設備改良工事	平成32年度	99,815千円
尾張東部浄水場薬品注入設備改良工事	平成32年度から 平成33年度まで	746,330千円

尾張東部浄水場排水処理設備改良工事	平成32年度	441,644千円
三好ヶ丘ポンプ場ポンプ設備改良工事	平成32年度から平成33年度まで	650,374千円
上野浄水場電気設備改良工事	平成32年度	771,515千円
知多浄水場電気設備改良工事	平成32年度	64,236千円
知多浄水場始め3施設水質計器改良工事	平成32年度	193,226千円
幸田浄水場排水池電気設備改良工事	平成32年度	140,992千円
知立線送水管移設工事	平成32年度	74,682千円
豊橋南部浄水場活性炭注入設備改良工事	平成32年度から平成33年度まで	666,534千円
豊川浄水場薬品注入設備改良工事	平成32年度	412,266千円
蒲郡線送水管移設工事	平成32年度	155,540千円

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設事業費及び施設費
- 2 限度額 4,417,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に

元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |         |             |
|---------|-------------|
| 1 職員給与費 | 2,683,812千円 |
| 2 交際費   | 74千円        |

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息並びに建設事業費及び施設費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、643,283千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,211,000千円と定める。

平成31年2月25日提出

愛知県知事 大村 秀 章



第15号議案

平成31年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水事業所数 370か所
- 2 年間総給水量 439,309,704m<sup>3</sup>
- 3 一日平均給水量 1,200,300m<sup>3</sup>
- 4 主要な建設改良事業

(1) 東三河工業用水道第2期事業	豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	176,578千円
(2) 豊川用水2期関連事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	309,887千円
(3) 施設改良事業		事業費	6,512,276千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	15,891,136千円
第1項 営業	収	益	13,892,403千円
第2項 営業外	収	益	1,998,733千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	13,562,191千円
第1項 営業	費	用	12,240,055千円
第2項 営業外	費	用	1,319,136千円

第3項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,853,236千円は、当年度分損益勘定留保資金4,591,669千円、過年度分留保資金2,737,567千円、減債積立金1,570,000千円及び建設改良積立金954,000千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	4,783,445千円
第1項	企業債	3,022,000千円
第2項	国庫支出金	613,700千円
第3項	工事負担金	104,191千円
第4項	他会計出資金	908,107千円
第5項	他会計借入金	135,445千円
第6項	雑収入	2千円
支 出		
第1款	資本的支出	14,636,681千円
第1項	建設改良費	7,852,528千円
第2項	建設利息	17,294千円
第3項	償還金	6,761,859千円
第4項	予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
蒲郡浄水場始め6施設維持管理業務委託	平成32年度から平成33年度まで	20,763千円
花本線配水管布設工事	平成32年度	162,959千円
森岡取水場導水ポンプ設備設置工事	平成32年度から平成33年度まで	802,947千円
豊橋南部浄水場天日乾燥池設備工事	平成32年度	161,333千円
豊橋南部浄水場沈澱池機械設備設置工事	平成32年度から平成33年度まで	392,746千円
水質データ管理システム改良業務委託	平成32年度	587千円
上野浄水場電気設備改良工事	平成32年度	300,034千円
知多浄水場電気設備改良工事	平成32年度	738,710千円
知多浄水場始め3施設水質計器改良工事	平成32年度	21,652千円
九号地線配水管改良工事	平成32年度	135,463千円
第2北部幹線配水管布設工事	平成32年度から平成33年度まで	1,431,789千円
第2衣浦幹線配水管布設工事	平成32年度	540,939千円
高浜豊田分岐線配水管布設工事	平成32年度	41,352千円

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 豊川用水2期関連事業費及び施設費   |
| 2 限度額   | 3,022,000千円  |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行   |
| 4 利率    | 9.0%以内   |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,600,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

## 営業費用と営業外費用

## (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |         |           |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 846,252千円 |
| 2 交際費   | 74千円      |

## (他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、432,294千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、148,000千円と定める。

平成31年2月25日提出

愛知県知事 大村 秀章



第16号議案

平成31年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売却宅地	3,642,300㎡
2 買収宅地	920,000㎡
3 宅地造成	428,500㎡
三河港	142,300㎡
中部臨空都市	286,200㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	95,211,904千円
第1項 営業	収	益	95,103,394千円
第2項 営業外	収	益	108,510千円
	支	出	
第1款 事業	支	費	90,697,442千円
第1項 営業	支	費用	88,053,218千円
第2項 営業外	支	費用	2,641,224千円
第3項 予備	支	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,126,123千円は、過年度分留保資金5,954,123千円及び減債積立金2,172,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	25,346,162千円
第1項 企業債	13,000,000千円
第2項 宅地売却前受金	12,319,677千円
第3項 受託事業収入	24,000千円
第4項 雑収入	2,485千円
支 出	
第1款 資本的支出	33,472,285千円
第1項 宅地造成費	30,543,213千円
第2項 建設利息	124,072千円
第3項 償還金	2,800,000千円
第4項 予備費	5,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
豊田・岡崎地区郷土種育成工事	平成32年度	161,946千円
豊田・岡崎地区環境監視調査	平成32年度から 平成33年度まで	295,371千円
豊田・岡崎地区資産整理調査	平成32年度	27,060千円

豊田・岡崎地区道路築造工事	平成32年度	71,297千円
刈谷依佐美地区造成工事	平成32年度から平成33年度まで	1,191,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 用地造成事業費
- 2 限度額 13,000,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費 1,042,030千円

2 交 際 費 74千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
土 地	工 業 用 地	920,000㎡

2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
土 地	工 業 用 地	3,319,000㎡	売 却
	公 共 用 地	24,300㎡	譲 与
建物その他の工 作物	公 共 用 施 設	7か所	譲 与

平成31年2月25日提出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章